

もしもの時のために 成年後見制度を知ろう

成年後見制度は、認知症などで判断能力が不十分な状態の人の権利を守るために、法律面や生活面で支援をする制度です。成年後見制度には、裁判所の審判による「法定後見制度」と、本人が判断能力が十分なうちに支援者と契約をしておく「任意後見制度」があります。

●法定後見制度

補助人
判断能力が不十分 → 家庭裁判所が定めた範囲の本人が行った行為の取り消しや契約を行う

保佐人
判断能力が著しく不十分 → 本人が行った重要な法律行為の取り消しや家庭裁判所が定めた範囲内の契約を行う

後見人
判断能力が常に欠けている → 日用品の購入などの行為以外の全ての法律行為の取り消しや契約を行う

●任意後見制度

任意後見人
判断能力が十分にある → 判断能力が不十分になったときに、本人と定めた契約内容に基づいて支援を行う

成年後見制度 Q & A

Q. 成年後見人は何をしてくれるの？

A. 福祉サービスの利用手続きや施設入所契約、不動産の売却や消費者被害の取り消しなどを行います。また、それらを滞りなく行うために、現金・預貯金・不動産などの財産全般の管理も行います。家事・介護などの事実行為、医療同意などを行うことはできないため、身元保証人にはなれません。

Q. どこに申し込むの？

A. 住んでいる地域の家庭裁判所に申立てを行います。水巻町は福岡家庭裁判所小倉支部が管轄です。

Q. 親の後見人になりたいんだけど。

A. 家族を後見人の候補者として申立てを行うことは可能ですが、最終的に選任するのは家庭裁判所です。そのため、専門職後見人が選任されることもあります。

Q. 後見人への支払い額は？

A. 後見人などへの報酬費用は、家庭裁判所が決定します。

Q. 1人暮らしの人が、認知症が進んで困っているみたい。

A. 地域包括支援センターと連携し、必要に応じて訪問します。何に困っているのか、何が問題なのかを本人と一緒に考え、その上で必要な制度を案内します。

成年後見制度の内容や手続きの方法など、相談してください。

権利擁護センター
森谷さん



●問い合わせ

社会福祉協議会権利擁護センター ☎202-3700

認知症かもと思ったら 初期症状をチェック

普段の生活で下のチェックリストのようなことがないか確認してみてください。9点以上は要注意です。もし、14点以上あれば認知症の初期症状が出ているかもしれません。家族にも再チェックしてもらい、結果が同じ点数もしくはあまり差がない場合は、専門の医療機関を受診しましょう。

ほとんどない…0点 時々…1点 頻繁…2点

質問項目	点数
同じ話を無意識に繰り返す	
知っている人の名前が思い出せない	
物のしまい場所を忘れる	
漢字を忘れる	
今しようとしていることを忘れる	
器具の説明書を読むのが面倒になった	
理由もないのに気分が落ち込む	
身だしなみに興味がなくなった	
外出がおっくうになった	
物が見当たらないのを他人のせいにする	
合計	

※認知症予防財団ホームページより引用しています。

認知症サポーター対象 ステップアップ講座

認知症サポーター養成講座を受けたサポーターを対象に、より詳しい認知症の知識が得られる「ステップアップ講座」を開催します。認知症の人への関わり方などを深く学び、今後の活動につながる知識を深めませんか。受講修了後は「おれんじサポーター」として水巻町チームオレンジで活動することができます。

- とき 10月26日(木) 午前10時～正午
- ところ 役場 302 会議室
- 対象 町内に住んでいる認知症サポーター養成講座を受講したことがある人
- 定員 20人程度
- 申込期限 10月10日(火)
- 費用 無料
- 申込方法 役場包括支援係窓口か電話で直接申し込んでください。
- 問い合わせ 役場包括支援係 ☎201-4321

認知症ってなんだろう？

9月は世界アルツハイマー月間です。この機会に認知症への理解を深め、思いやりの気持ちを持ち、誰もが自分らしく笑顔で暮らせる地域の実現を目指しましょう。

●問い合わせ 役場包括支援係 ☎201-4321

1. 認知症とは？

認知症は加齢によって生じるものではなく、脳の細胞が壊れたり、動きが悪くなったりして記憶力や判断力に障がいが起こり、およそ6カ月以上生活に支障が出ている状態です。例えば、朝ごはんを食べたこと自体を忘れてしまったり、親しい人の名前が思い出せなかったりする場合は、認知症の兆候かもしれません。左のチェックリストを参考にしてみてください。

2. 認知症の種類

【アルツハイマー型認知症】

昔のことは覚えています。最近のことは忘れてしまいがち。軽度のものから徐々に進行し、やがて時間や場所の感覚がなくなっていく。

【脳血管性認知症】

脳出血や脳梗塞などの脳血管障害が起こるたびに段階的に進行します。障害が発生した脳の部位によって症状が異なります。

【レビー小体型認知症】

現実にはないものが見える幻視の発生や、手足が震えたり、筋肉が固くなることにより歩幅が狭くなったり、転びやすくなったりします。

【前頭側頭葉型認知症】

感情の抑制ができなくなったり、社会のルールが守れなくなったりといったことが起こります。

3. 町の取り組み

認知症ガイドブック

認知症の人やその家族が「いつ・どこで・どのような」支援を受けることができるのか、認知症の進行や状態に応じて利用できるサービスの流れを整理した認知症ガイドブックを包括支援係窓口で配布しています。

認知症初期集中支援チーム

認知症の診断を受けて欲しいけれど本人が拒否する・認知症の症状が強いけれど介護サービスを拒否して困っているという場合は相談してください。医療や介護の専門家とチームを組み、認知症が疑われる人やその家族に対して、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

認知症サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座では、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族の気持ちを理解し、寄り添い・見守る応援者としての知識を伝えています。講座終了後は、認知症サポーターの目印としてオレンジ色のバッジを配布しています。

認知症サポーターのシンボルカラー

シンボルカラーはオレンジ色(柿色)です。世界に広まった有田焼を代表する赤絵陶器のように、その輪が広がるようにという意味が込められています。

4. 広がる支援の輪 ～水巻町チームオレンジ活動報告～

町では認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域を目指して「水巻町チームオレンジ」を結成しました。認知症ステップアップ講座を受講した「おれんじサポーター」が認知症についてのイベントや勉強会の開催、認知症カフェなどで交流を行っています。今後は、日頃の見守りや声掛けなどの活動も行う予定です。



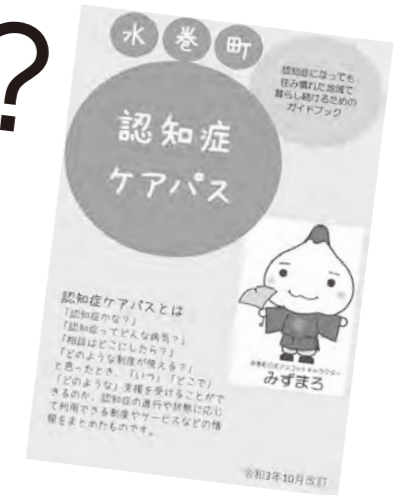
認知症ステップアップ講座を受講した「おれんじサポーター」の皆さん。



7月7日に「おれんじサポーター」と猪熊小中学校で寸劇を交えた養成講座を行いました。



「赤とんぼカフェ」では毎週水曜日・金曜日に認知症カフェを開催しています。



▲認知症ガイドブックは町のホームページから確認できます。

